

地方公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

**2024年10月から健康保険において
長期収載品の処方等又は調剤をする場合には、
医療上の必要があると認められる場合等を除き、
患者から特別の料金※¹を徴収することとなりました。**

- ◆ これを踏まえ、地方公務員災害補償制度においては、労災保険等における取扱いと同様に、公務又は通勤により生じた傷病に対する診療に際して、長期収載品※²を処方等又は調剤する場合には、医療上の必要があると認められる場合等※³を除き、**被災職員から「特別の料金」に相当する額を徴収**していただくこととなります。
- ◆ また、この取扱いは外科後処置及びアフターケアにおける薬剤の取扱いにおいても同様です。

※1 特別の料金

長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する費用をいいます。

※2 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことをいいます。

このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。

※3 医療上の必要があると認められる場合等

長期収載品の処方が医療上の必要があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等をいいます。

健康保険の取扱い等、制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



(厚生労働省ウェブサイト)